

## 東北運輸局プレスリリース

《発表記者会:東北電力記者会》 《 川 : 宮城県政記者会》

令和元年9月24日 国土交通省 東北運輸局

## 東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、令和元年8月は2件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。 なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

- 1 行政処分等の年月日
- 2 事業者の氏名又は名称(法人番号、代表者名)
- 3 事業者の所在地
- 4 営業所の名称
- 5 営業所の所在地
- 6 行政処分等の内容
- 7 主な違反の条項
- 8 違反行為の概要

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当:山口、小松

Tel:  $0 \ 2 \ 2 - 7 \ 9 \ 1 - 7 \ 5 \ 3 \ 2$ 

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 令和元年8月分

番 行政処分等 号 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等 の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
令和元年8月1日		岩手県盛岡市門二丁目 17番14号	本社 営業所	岩手県盛岡市 門二丁目 124番2	文書警告	第27条第3項	令和元年7月11日、監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項) (2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
令和元年8月7日	有限会社泉中央タクシー (法人番号4370002018165) 目黒 勝己	宮城県仙台市 泉区市名坂 字楢町 201番地の10	本社 営業所	宮城県仙台市 泉区市名坂 字楢町 201番地の10		第27条第3項	平成31年1月24日、監査を実施した結果、7件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第21条第5項) (2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項) (3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項) (4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (5)初任運転者及び高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項) (6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) (7)運行管理者の一般講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)